

石川県公報

平成28年11月25日
第12956号（金曜日）
毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告示	公告
○漁業災害補償法第108条第2項の規定による同意の認定（水産課） 1	○石川県地域医療構想策定の概要公告（地域医療推進室） 2

告示

石川県告示第537号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第108条第2項の規定による同意があったものと認める。

平成28年11月25日

石川県知事 谷本正憲

1 珠洲中央加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

珠洲市飯田町よ部18番地1 濱田 剛

珠洲市野々江町ラ部23番地8 濱野 慶弘

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧すずし漁業協同組合の地区（飯田町、上戸町、野々江町及び熊谷町の区域に限る。）

(3) 区分

小型定置漁業及び総トン数10トン未満の漁船を使用して主として底びき網を営む漁業

(4) 漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日

平成28年10月19日

2 蛸島加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

珠洲市蛸島町夕部14番地 田川 益蔵

珠洲市蛸島町ネ部62番地 小泊十六号定置網株式会社

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧すずし漁業協同組合の地区（正院町正院、正院町川尻、蛸島町、三崎町雲津、三崎町小泊、三崎町伏見、三崎町高波、三崎町引砂及び三崎町宇治の区域に限る。）

(3) 区分

大型定置漁業

(4) 漁業災害補償法施行規則第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日

平成28年10月19日

公 告

石川県地域医療構想策定の概要公告

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項の規定により、石川県医療計画の一部として、石川県地域医療構想を定めたので、その概要を次のとおり公表する。

なお、石川県地域医療構想は、平成28年11月25日から同年12月26日まで石川県行政情報サービスセンター並びに県内の各保健福祉センター及び同地域センターにおいて縦覧に供する。

平成28年11月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県地域医療構想

第1章 総論

1 地域医療構想策定の趣旨

平成37年（2025年）には、団塊の世代の方々が全て75歳以上となり、医療や介護を必要とする方が増加することが見込まれることから、同年を見据え、患者の状態に応じた医療機能の分化・連携等を推進し、地域にふさわしい医療提供体制を構築するため、石川県地域医療構想を策定した。

2 構想の内容

今後の医療機能ごとの需要とそれに基づく病床の必要量などを推計するとともに、目指すべき医療提供体制の実現に向けた施策の方向性を示すもの。

3 構想の位置付け

平成37年（2025年）を見据えた医療提供体制に関する構想であり、石川県医療計画の一部となるもの。

4 将来の目指すべき姿

5 構想の策定体制

6 構想区域

第2章 医療提供体制等の現状

1 人口及び高齢者数

2 高齢者世帯の動向

3 医療提供体制等の現状

4 入院患者の受療動向

第3章 平成37年（2025年）の医療需要と医療提供体制

1 平成37年（2025年）の医療需要の推計方法

2 平成37年（2025年）における医療需要及び必要病床数

3 構想区域ごとの現在の病床数と平成37年（2025年）の必要病床数（参考値）

4 在宅医療等の必要量

5 疾病別の医療需要等と必要となる医療提供体制の整備

第4章 将来のあるべき医療提供体制を実現するための取組

1 医療機能の分化及び連携による質の高い医療提供体制の整備

2 在宅医療の充実

3 医療従事者の育成・確保

第5章 将来のあるべき医療提供体制の実現に向けて

1 将来のあるべき医療提供体制の実現に向けた体制

2 地域医療構想の見直し

第6章 各構想区域の状況と施策の方向性

南加賀構想区域

石川中央構想区域

能登中部構想区域

能登北部構想区域